

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	苗穂駅前広場連絡歩道昇降機保守点検業務
発 注 課	建設局土木部道路設備課
選 定 事 業 者	株式会社 日立ビルシステム 北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務にて保守点検を行う昇降機は、上記業者が設計、製造及び設置したものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。 また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である上記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を安全かつ確実に履行できるのは上記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記業者を契約の相手方として選定する。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成30年10月11日